

第6章 法定事業の目標値等

1 基本的な考え方

1) 量の見込みの算出方法について

国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果をもとに実績値を踏まえて算出しました。なお、教育・保育の2号認定及び3号認定の量の見込みについては、保育需要の増加傾向を考慮し、計画最終年の令和6年度に向けて潜在的な需要が顕著化すると仮定し設定しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、年度ごとに確保方策及び実施時期を設定しています。

2) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

■区域設定の考え方

- 保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定
- 区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子ど�数と教育・保育施設数及び定員等のバランス等を考慮し、中学校区を基本単位に区域を設定

上記の考え方を踏まえ、交野市では教育・保育提供区域を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します（下表参照）。

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定

分類	施設・事業		区域
教育・保育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none">・保育所（園）・幼稚園・認定こども園	2区域 (一・二中学校区) (三・四中学校区)
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none">・小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業	

分類	施設・事業	区域
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業（幼稚園型） ・延長保育事業 	2区域 (一・二中学校区) (三・四中学校区)
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査事業 ・こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ・一時預かり事業（幼稚園型を除く） ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童会） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	1区域 (市全域)

3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

2

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 1号認定（教育認定子ども）<3～5歳>

■事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

■確保方策

現在、市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園、4か所の私立幼稚園があり、既存施設において量の見込みに対する供給量を確保します。

2) 2号認定（保育認定子ども）<3～5歳>

①学校教育利用希望の児童

■事業内容

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（幼稚園、認定こども園）

■確保方策

現在、市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園、4か所の私立幼稚園があり、幼稚園での預かり保育等の利用により、量の見込みに対する供給量を確保します。

②保育利用希望の児童

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園等）

■確保方策

市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園で実施します。今後、需要の増加も見込んでいることから、幼稚園の認定こども園への移行、保育所等の新設により供給量の確保を予定しています。

3) 3号認定（保育認定子ども）<0～2歳>

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、地域型保育事業等）

■確保方策

市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園及び地域型保育事業等で実施します。今後、需要の増加も見込んでいることから、幼稚園の認定こども園への移行、保育所等の新設により供給量の確保を予定しています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

年度	区域	量の見込み及び確保方策	1号	2号		3号			保育利用率
				教育の利用希望	保育利用希望	0歳	1、2歳		
令和2	全市	量の見込み	953	240	845	98	543	38.4%	
		特定教育・保育施設	559	-	820	117	416		
		新制度に移行しない幼稚園	1,035	-	-	-	-		
		特定地域型保育事業等	-	-	-	24	94		
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5	15		
	中学校区 一・二	計	1,594	-	822	146	525		
		量の見込み	485	121	431	50	277	41.2%	
		特定教育・保育施設	349	-	477	68	240		
		新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-	-		
		特定地域型保育事業等	-	-	-	6	40		
	中学校区 三・四	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4	9		
		計	633	-	477	78	289		
		量の見込み	468	119	414	48	266	35.6%	
		特定教育・保育施設	210	-	343	49	176		
		新制度に移行しない幼稚園	751	-	-	-	-		
	全市	特定地域型保育事業等	-	-	-	18	54		
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	1	6		
		計	961	-	345	68	236		
		量の見込み	946	238	871	97	544	43.6%	
		特定教育・保育施設	665	-	919	124	439		
	中学校区 一・二	新制度に移行しない幼稚園	864	-	-	-	-		
		特定地域型保育事業等	-	-	-	24	132		
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5	15		
		計	1,529	-	921	153	586		
		量の見込み	488	123	449	49	276		
令和3	中学校区 一・二	特定教育・保育施設	349	-	477	68	240	42.6%	
		新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-	-		
		特定地域型保育事業等	-	-	-	6	40		
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4	9		
		計	633	-	477	78	289		
	中学校区 三・四	量の見込み	458	115	422	48	268	44.6%	
		特定教育・保育施設	316	-	442	56	199		
		新制度に移行しない幼稚園	580	-	-	-	-		
		特定地域型保育事業等	-	-	-	18	92		
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	1	6		
		計	896	-	444	75	297		

(単位：人)

年度	区域	量の見込み及び確保方策	1号	2号		3号		
				教育の利用希望	保育利用希望	0歳	1、2歳	保育利用率
令和4	中学校区	量の見込み	954	240	914	99	542	44.5%
		確保方策	特定教育・保育施設	880	-	979	124	439
			新制度に移行しない幼稚園	500	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	24	132
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5	15
			計	1,380	-	981	153	586
		量の見込み	484	121	464	50	272	
令和5	中学校区	確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68	240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	40
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4	9
			計	633	-	477	78	289
		量の見込み	470	119	450	49	270	45.0%
		確保方策	特定教育・保育施設	531	-	502	56	199
令和6	中学校区		新制度に移行しない幼稚園	216	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	18	92
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	1	6
			計	747	-	504	75	297
		量の見込み	936	235	932	100	553	
		確保方策	特定教育・保育施設	880	-	979	124	439
			新制度に移行しない幼稚園	500	-	-	-	-
令和6	中学校区		特定地域型保育事業等	-	-	-	24	132
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5	15
			計	1,380	-	981	153	586
		量の見込み	468	117	466	50	274	45.0%
		確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68	240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	40
令和6	中学校区		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4	9
			計	633	-	477	78	289
		量の見込み	468	118	466	50	279	
		確保方策	特定教育・保育施設	531	-	502	56	199
			新制度に移行しない幼稚園	216	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	18	92
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	1	6
令和6	中学校区		計	747	-	504	75	297
		量の見込み	904	228	937	101	564	45.8%
		確保方策	特定教育・保育施設	880	-	979	124	439
			新制度に移行しない幼稚園	500	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	24	132
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5	15
			計	1,380	-	981	153	586
令和6	中学校区	量の見込み	450	114	467	50	279	45.8%
		確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68	240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	40
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4	9
			計	633	-	477	78	289
		量の見込み	454	114	470	51	285	
令和6	中学校区	確保方策	特定教育・保育施設	531	-	502	56	199
			新制度に移行しない幼稚園	216	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	18	92
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	1	6
			計	747	-	504	75	297
		量の見込み	904	228	937	101	564	
		確保方策	特定教育・保育施設	880	-	979	124	439

※特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、保育所、幼稚園。

特定地域型保育事業等：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。

企業主導型保育施設：従業員に柔軟な保育サービスを提供する認可外保育施設。記載の確保方策（定員数）のうち、地域の子どもも受け入れができる地域枠が設けられている。

3

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1) 利用者支援事業

■事業内容

子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図ります。

利用者支援（情報提供、相談・助言等）及び地域連携（関係機関との連絡調整等）を実施する基本型を1か所、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う母子保健型を1か所設置し、基本型と母子保健型の連携により「交野市子育て世代包括支援センター」を開設しています。

■量の見込みと確保方策

(単位：か所)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	2	2	2	2	2	2
	②確保方策	-	2	2	2	2	2
差(②-①)			0	0	0	0	0

引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点として「交野市子育て世代包括支援センター」を設置し、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整・連携強化を図ります。

2) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

就学前の児童及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援が受けられる常設の場として、中学校区ごとに1か所開設しています。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ組数)

区域			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	計画値	①量の見込み	14,854	14,694	14,273	13,970	13,819	13,592
		②確保方策	-	16,152	16,152	16,152	16,152	16,152
	差(②-①)		1,458	1,879	2,182	2,333	2,560	

(単位：延べ組数)

区域			平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
中学校一 校二 区	計画値	①量の見込み	9,138	7,498	7,254	7,010	6,859	6,741
		②確保方策	-	8,076	8,076	8,076	8,076	8,076
	差 (②-①)		578	822	1,066	1,217	1,335	
中学校三 校四 区	計画値	①量の見込み	5,716	7,196	7,019	6,960	6,960	6,851
		②確保方策	-	8,076	8,076	8,076	8,076	8,076
	差 (②-①)		880	1,057	1,116	1,116	1,116	1,225

子育て家庭にとって、身近な場所で気軽にいつでも自由に集える場を提供するため、教育・保育提供区域を 2 区域で設定します。親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として、既存の 4 拠点を充実します。

また、子育て家庭の孤立を防ぐため、妊娠期から子育て支援情報の提供を行い、児童健診においては、積極的に地域子育て支援拠点の周知を行います。

★交野市立地域子育て支援センター（第一中学校区）

★ぱらりすひろば（第二中学校区）

★星田地域子育て支援センター（第三中学校区）

★つどいの広場（第四中学校区）

3) 妊婦健康診査事業

■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ回数)

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	①量の見込み	6,403	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
	②確保方策	-	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
差 (②-①)		0	0	0	0	0	0

交野市子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期からの切れ目のない支援体制を関係機関と連携し構築します。

また、妊娠期からの児童虐待防止対策として、支援の必要な妊婦や産後うつへの対応を強化します。併せて、支援を必要とする妊婦の早期対応を行います。

4) こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

■事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：実件数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	549	521	511	512	505	497
	②確保方策	-	521	511	512	505	497
差 (②-①)			0	0	0	0	0

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けるため、着実に事業を実施していきます。

5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、交野市要保護児童対策地域協議会内の情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等、地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：実人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	1	5	5	5	5	5
	②確保方策	-	5	5	5	5	5
差 (②-①)			0	0	0	0	0

交野市子育て世代包括支援センターと連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

また、子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、子どもを守る地域ネットワークとして「交野市要保護児童対策地域協議会」の適切な運用に努めるとともに、「交野市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、保健・教育・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。

6) 子育て短期支援事業

■事業内容

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になる場合や、育児疲れ等、一時的に子どもの保育ができないときに、指定した事業実施施設に一定期間、子どもの預かりを行います。制度の周知を図るとともに、適切な利用を促します。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ日数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	25	55	54	54	52	52
	②確保方策	-	55	54	54	52	52
	差(②-①)		0	0	0	0	0

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえたうえで実施していきます。

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
就学前	計画値	①量の見込み	668	763	750	746	734	716
	②確保方策	-	763	750	746	734	716	
	差(②-①)		0	0	0	0	0	
小学生	計画値	①量の見込み	1,068	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
	②確保方策	-	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313	
	差(②-①)		0	0	0	0	0	

今後も安定して提供会員を維持するため、子育て関連イベント等での周知、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心・安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

8) 一時預かり事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。

(ア) 幼稚園型（1号認定による定期的利用）

■量の見込みと確保方策

（単位：延べ人数）

区域			平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	計画値	①量の見込み	4,639	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
		②確保方策	-	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校一区	計画値	①量の見込み	3,448	4,639	4,666	4,630	4,475	4,296
		②確保方策	-	4,639	4,666	4,630	4,475	4,296
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校四区	計画値	①量の見込み	1,191	4,470	4,375	4,490	4,465	4,346
		②確保方策	-	4,470	4,375	4,490	4,465	4,346
	差 (②-①)			0	0	0	0	0

(イ) 幼稚園型（2号認定による定期的利用）

■量の見込みと確保方策

（単位：延べ人数）

区域			平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	計画値	①量の見込み	452	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
		②確保方策	-	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校一区	計画値	①量の見込み	182	1,744	1,752	1,726	1,672	1,623
		②確保方策	-	1,744	1,752	1,726	1,672	1,623
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校四区	計画値	①量の見込み	270	1,679	1,647	1,697	1,673	1,630
		②確保方策	-	1,679	1,647	1,697	1,673	1,630
	差 (②-①)			0	0	0	0	0

(ウ) 幼稚園型を除く

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ人数)

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	①量の見込み	1,950	6,292	6,183	6,153	6,055	5,898
	②確保方策	-	6,164	6,164	6,164	6,164	6,164
	差 (②-①)		-128	-19	11	109	266

現在において、幼稚園での預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設による実施により確保します。

その他の一時預かりについては、既存の認定こども園等での一時預かり等、さまざまな保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

9) 延長保育事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、認定こども園等の開所時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度において、保育時間は標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分とされ、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。

■量の見込みと確保方策

(単位：実人数)

区域			平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	計画値	①量の見込み	500	608	597	595	584	569
		②確保方策	-	608	597	595	584	569
		差 (②-①)		0	0	0	0	0
中一 学 校 区	計画値	①量の見込み	252	310	306	301	291	283
		②確保方策	-	310	306	301	291	283
		差 (②-①)		0	0	0	0	0
中三 学 校 区	計画値	①量の見込み	248	298	291	294	293	286
		②確保方策	-	298	291	294	293	286
		差 (②-①)		0	0	0	0	0

現在、すべての市立認定こども園においては、7時～19時までの延長保育事業を実施し、一部の私立認定こども園においては、19時30分までの延長保育事業を実施しています。各区分において必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を確保します。

10) 病児保育事業

■事業内容

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	428	434	426	424	417	407
	②確保方策	-	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
	差(②-①)		682	690	692	699	709

今後も保護者のニーズに対応するため、設置か所数の増設に向け、医療機関等への事業周知も併せて行います。

11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

■事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：実人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	1年生	230	272	273	281	292	236
	2年生	225	258	248	247	254	262
	3年生	173	174	215	207	203	211
	4年生	110	134	127	155	153	148
	5年生	40	59	63	62	75	75
	6年生	22	31	31	29	34	40
	①合計	800	928	957	981	1,011	972
	②確保方策	-	970	970	1,000	1,030	1,030
差(②-①)			42	13	19	19	58

「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、安全確保及びより良い環境の整備に努めます。

また、現在、市内小学校10校において、フリースペースとの一体型として実施しています。今後は、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、フリースペースとの連携強化に努めます。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

■確保方策

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策

国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。